

〔標註職原抄別記 下〕氏長者

上古わが朝に、臣民を御たまへる制は、官位をば用ひ給はで、姓氏になむ因らせ給へりける。さるは姓は公家に仕るかたの職名、氏は族類を別つかたの稱號とこ、ろえなば、おほやう違ふべからず。○註そはいかにといふに、姓を加婆禰日本紀に骨名、また根可婆禰共あり、戸カナ子に甚多し。と云は、頭根の義にて、夫カバ妻カバ通音なり、頭を加夫カバ。氏中の宗長たる者、その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、中臣忌部の職は、上件の如くなれば更にもいはず。たゞへば膳臣は、景行天皇の御代に、膾を調て進りしに、其味美かりしかば、膳大伴部をたまへりき。それより以來膳部等を率ひて仕奉るを職とせり。また土師連は、垂仁天皇の御代に、埴輪に替て人命を助たりける功によりて、土師連をたまへりき。それより以來土師等を率ひて仕奉るを職とせり。その外鳥取部の飛鶴を捕り、和藥の牛乳を獻て名を得たる類、皆その職名を同族にわかつて、これを氏といひ、知シふは、或説に内の義なり。さもあるべき歟、なほ考へし。其氏人を統掌て仕るこれを姓カバ子といふ。されば臣姓の人は、その臣にかゝれる職名を負たる氏々を率て仕まつり、連戸の人は、その連にかゝれる職名を負たる氏氏を率て仕まつり、直も首も忌寸も別も、皆かくの如くにして、臣連二造、ことごとく大臣大連の二大臣に統攝られたるが、太古職を代々にする世の制なりき。

〔大日本史氏族〕按氏讀爲字、遲姓讀爲加婆禰。上世所謂字遲者、概其職名、家世相承爲號、加婆禰卽所以別尊卑也。字遲加婆禰、古史以氏姓二字當之。然當時多併字遲加婆禰稱之氏、氏姓無太分別、且所謂加婆禰者、與姓字義差異、故古書或用戸骨等字、義亦不通。但日本書紀、諸氏賜真人朝臣等、必書曰賜姓、古語拾遺謂中臣齋部等爲氏、朝臣宿禰等爲姓、書法最易見、故今從之。其古史併氏骨書氏書姓者、亦皆仍原文、及後世、播紳皆有家號、以別其族、而國郡武士亦倣之、各因其居地以爲稱號、俗謂之名字、而子孫相承以爲名號、則與氏無異、世竟因稱曰氏族、故今亦適宜用其稱、然古者